

不動産譲渡契約書印紙税の軽減措置

Q 不動産取引の活性化を図るため、住宅又は土地の取引にともなって作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」にかかる印紙税軽減措置の期限が平成17年3月31日までとなっていましたが、この特例措置の延長が平成17年度税制改正に取り上げられていますか。

A 不動産の譲渡に関する契約書にかかる印紙税特例措置の内容は、平成9年4月1日から平成17年3月31日までの間に作成される「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設請負に関する契約書（建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負にかかる契約に基づき作成されるものに限る）」のうち、その契約書に記載された契約金額が1千万円を越えるものについては、次表に示すようにその印紙税額を25%から10%の範囲において軽減されてきた。

契約金額	軽減税率（円）	本則税率（円）	軽減割合（%）
1千万円超5千万円以下	15,000	20,000	25
5千万円超1億円以下	45,000	60,000	25
1億円超5億円以下	80,000	100,000	20
5億円超10億円以下	180,000	200,000	10
10億円超50億円以下	360,000	400,000	10
50億円超	540,000	600,000	10

平成17年12月5日

中小企業だより

第三種郵便物認可

平成17年度税制改正においては、平成17年3月31日に期限が到来するこの特別措置の取り扱いが検討され、引き続きその適用期限を2年延長することとなった。

この改正により、平成19年3月31日までの間に作成される「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設請負に関する契約書」で契約金額が1千万円を超えるものについては、従前同様軽減された印紙税が適用されることとなる。